

流山市農業委員会  
平成26年第11回  
総会議事録

平成26年10月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第11回総会議事録

1 期 日 平成26年10月24日(金)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 8番 山崎 日出男  
9番 中村 彰男

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 恩田 一雄
5番 増田 正美	6番 石井 博
8番 山崎 日出男	9番 中村 彰男
10番 小嶋 悦子	11番 小倉 節子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

7番 秋元 正

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	1
(2) 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	7
(3) 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について .....	14
(4) 議案第54号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について .....	16
(5) 議案第55号 平成27年度流山市農業施策について(建議) .....	17
(6) 報告第25号 合意解約の通知について .....	23
(7) 報告第26号 専決処理の報告について .....	24

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、ただ今から平成26年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

先日の千葉地区、東葛飾地区のブロック別研修にお越しいたきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで、盛大に開催させていただきました。ありがとうございました。

なお、流山市流山7丁目在住の方から、総会を傍聴したい旨の申出があり、議長においてこれを許可したので、御了承願います。

ただいまのところ出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、7番、秋元委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

8番、山崎委員、9番、中村委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第55号「平成27年度 流山市農業施策について(建議)」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第25号「合意解約の通知について」から、報告第26号「専決処理の報告について」までの2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1頁をご覧ください。

議案第51号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年10月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本案の農地法第4条の許可申請についてでございますが、この申請は、売買や賃貸借などの権利移動を伴わない農地転用でございます。農地の所有者が自ら転用を行う事案となっております。このことから、農地法の条文の中では、農地法の第4条の規定に該当することになるため、農地法第4条の許可申請がなされたものでございます。

それでは、今月の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに1番についてですが、本件の申請者につきましては、流山市大字平方にお住まいの方でございます。次に、農地転用の申請がありました土地は、流山市平方にあります畑3筆で、転用面積は1,702.41㎡でございます。次に、転用目的につきましては、太陽光発電設備用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案書とともに配布させていただきました議案案内図の1頁と2頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に2番についてですが、本件の申請者につきましては、野田市柳沢にお住まいの方でございます。次に、農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑4筆で、転用面積は1,148.61㎡でございます。次に、転用目的につきましては、太陽光発電設備用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3頁と4頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の4条許可申請は、以上の2件です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は、2件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番ですが、転用目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電事業を行うものであります。次に、申請理由ですが、当該農地については、高齢で農業

後継者もなく、農地の維持管理が困難となったため、再生可能エネルギーの対象となる太陽光発電施設を設置しようとするものであります。

次に、農地区分ですが、申請地は、東武線運河駅の南西約1.5kmに位置し、周囲は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画ですが、設置される太陽光発電施設につきましては、太陽電池モジュール224枚を架台に設置するもので、約49.5キロワットの出力を得る予定です。次に、隣接農地への被害防除対策としては、申請地に雑草の繁茂を防ぐため、防草シートを敷き、雨水は、敷地内に自然浸透処理する計画です。土砂の流出防止については、コンクリートで土留めし、土砂等の流出を防止する計画とのことです。また、進入路部分については、申請地に隣接する道路があるものの、この道は他人所有の私道のため使用できず、新たに進入路を設けたとのことでした。その整備内容としては、利用頻度が低いこと、残地農地の一体利用に支障ないようにしたいこと等から、大きな整備は行わず現状のまま利用するとのことでした。なお、本件については、フェンスなどの外構を設置しない計画となっておりますが、その理由としては、農地転用の許可条件の中では設置が義務付けられていないことや事業費が抑制できること。更には、自宅が近接し、周囲は農地に囲まれていることから、安全に管理ができるため、外構は、設置しなかったとのことです。

次に、資金計画についてですが、設置費が2,538万円であります。これを、全額金融機関から借り入れる計画で、金融機関発行の融資内定証明書が添付されておりました。申請地での売電予想額は、年間約220万円の計画です。そのため、15年で整備費分を返済する計画です。

次に、他法令の関係については、電力の売電に伴う国と電力会社との協議につきまして、経済産業省関東経済産業局からは設備認定通知書が発行されておりました。また、電力会社とは接続協議がなされております。

最後に、当該施設の施工においては、土砂等の流出防止対策として、周囲に単管パイプを設置し、コンクリート版を埋め、土留め工事を行うとのことでしたので、申請関係者に対して、必ず、履行するよう、指導したところであります。

次に、2番ですが、転用目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電事業を行うものであります。次に、申請理由ですが、当該農地については、相続により取得した土地で、先行き高齢を迎え、今後の土地の維持管理費等を賄うため、再生可能エネルギーの対象となる太陽光発電施設を設置しようとするものであります。

次に、農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の南西約800mに位置し、周囲は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画ですが、設置される太陽光発電施設につきましては、太陽電池モ

ジュール212枚を架台に設置するもので、約49.5キロワットの出力を得る予定です。次に、隣接農地への被害防除対策として、申請地には、雑草の繁茂を防ぐため、ウッドチップを敷き、雨水は、敷地内に自然浸透処理するとのことです。また、施設の安全管理面などから、申請地の周囲にネットフェンスを設置する計画です。なお、過去に西深井でウッドチップを敷いたところ、毛虫が大量発生したことについて、お話しをしたところ、もし、発生した場合には、速やかに対応するとのことでした。次に、進入路の整備については、利用頻度が低いこと、残地農地の一体利用に支障ないようにしたいこと等から、大きな整備は行わず現状のまま利用するとのことでした。

次に、資金計画についてですが、設置費及び外構工事費が1,950万円であります。これを、全額金融機関から借り入れる計画で、金融機関発行の融資証明書が添付されておりました。申請地での売電予想額は、年間約230万円の計画です。そのため、15年で整備費分を返済する計画です。

次に、他法令の関係については、電力の売電に伴う国と電力会社との協議につきまして、経済産業省関東経済産業局からは設備認定通知書が発行されておりました。また、電力会社とは接続協議がなされております。

以上のことから、申請者からのヒアリングや現地調査などによりまして、本案の事業計画には確実性が見込まれること。また、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、いずれも許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

9番(中村委員) 委員長の報告の読み上げの中で、スライド映してもらいましたが、現地同じようなのが2件あって判りにくい。私も、第3小委員会で担当して現地調査してわかるものの、現地がちょっと判りにくいので、私がちょっと補足説明します。

これ矢印みたいになってるじゃないですか。設置場所赤線でやってるわけで、これも設置するように見えてしまうので、この辺もちゃんと説明した方がいいと思う。

中里事務員 私から説明させていただきます。まず1番について、案内図の上下になっている2ページをご覧ください。こちらの図面の、下側の細長い部分が進入路となっていて、上側の長方形がいくつか並んでいる図があると思いますが、こちらがパネルの設置場所となっております。

9番(中村委員) じゃあここはあくまでも進入路だけって認識でいいわけね。

中里事務員 そうです。細い部分に関しては、進入路として使うということで、特に大きな整備も行わず、何も置いたりもしないという形になります。

2番についても同様で、案内図4ページ左側の細い部分に関しては、進入路として

使うということで、パネルの設置とかは行わず、右側の部分だけに設置する申請になります。以上です。

15番(水代委員) 1番も2番もなんですが、実際に進入路というのはパネルの設置云々の進入路なんですが、それっていうのは元の土地の一部ということで、分筆はまらずしてるんですか。

田村次長補佐 はい、それについて私からご説明します。

1番と、それから2番につきましても、進入路部分については、何㎡の内何㎡という形で、分筆はされておられません。そして将来的にもこの部分については分筆登記はなくて、現状のままでいくということで、今回は農地法第4条許可申請でしたので、特に所有権移転だとか、そういった権利の移転とか伴いませんので、分筆のほうの指導はしてありません。以上です。

15番(水代委員) でも、分筆してないで、ここを進入路としてこれから使うということであるならば、農転かけてるわけですよ、そうすると、そこは農地ではなくなるわけで、そこはちゃんと分筆させなきゃならないんじゃないかなっていうのが一つ。

それと、これ業者一緒なのかわからないですが、進入路が片方は幅が3mで、もう片方は3.17mってことは、幅の誤差がありますが、進入路としてそれだけ誤差があるようなものであるのか。

また、3mという、それだけの幅が必要なのか。

それから、実際に工事が終わればその進入路はいらないんじゃないかという捉え方をしてるんですが、それはどうなのでしょう。恒久転用になってしまうので、そうするとそれはずっと残ることになるわけですよ。だから分筆はさせなきゃいけないと思うのですが、どうでしょう。

田村次長補佐 1番、2番につきましても、申請のときには当然分筆の方も将来的に地目変更するのであれば、分筆登記するようにということでお願いしておりました。将来的にこの部分については、地目変更登記はやらないということでしたので、県の方の指針ののっとり、今回は一部ということで申請受付いたしました。

進入路の幅につきましては、基準が大体3mということで、幅の統一はされていないんですけど、車両の進入等に使うということでございますので、一応3m確保することから、今回3m進入路として申請の方受付いたしました。また、施工業者については、1番、2番共別の施工業者でした。以上です。

15番(水代委員) あと、もう一点確認なんですが、その進入路っていうのは発電した電気の送電線がその上通るわけですよ。

吉田次長 ただ今の送電線の件の御質問でございますが、まず1番から御説明させていただきます。まず送電線につきましては、案内図上部の扇形のところがパネルの設置場所で、その右端に1本支柱を建てます。この支柱は申請地内です。そして、この右側が道路になっていて、ここについては隣の方の私道になっているのですが、こここちらに2か所、そしてその下の三叉路の所に既存の東電柱が建っております。

従いまして、1番の送電の経路につきましては、敷地内に1本支柱を建て、そこからこの既設の東電柱に繋げて送電を行っていくという形の計画です。

それから、2番目でございますが、案内図右側の逆L字になっているところがソーラーの設置場所で、その左下に1本支柱を建てます、そして、左が公道になっているのですが、ここに1本既設の東電柱がございます。そのため、敷地内からこの既設の東電柱に送電する計画となっております。

15番(水代委員) 進入路の上を通らないで斜めに通るようですが、自分の土地なのか、他人の土地なのかかわからないけれども、斜めにもって行っちゃってことですか。吉田次長 はい。通過する部分も自分の土地です。

15番(水代委員) そうですか。自分の土地なら構わないけど、他人の土地を送電に使うことは出来ないのです。

吉田次長 仰る通りだと思います。今回は、申請者の土地を通してという形になっております。

14番(小林委員) 進入路のところは何もやらないということなんですけど、除草とかそういった対策はどうなっていますか。

田村次長補佐 1番、2番共進入路部分については、特に砕石とかそういったのはやらず、転圧のみということでお伺いしております。また、草刈りについては、1番、2番共周りが自己所有地となりますので、合わせて維持管理を行う予定とのことです。以上です。

14番(小林委員) そうなると、やはり分筆は必要だと思います。はじめ、私が考えたのは、工事のときだけ進入路を使って、その後は畑に戻しても売電には支障ないので、畑に戻すのかと思ったのですが、このまま道路として使っていくんだったら、やっぱり分筆は必要なんじゃないでしょうか。

吉田次長 通路部分に関しましては、毎日利用するものではございませんが、ソーラーの保守点検や維持管理について、随時使用することが必要とのことです。そのため、この通路部分に関しても転用が必要になります。また、今お尋ねの分筆の関係でございますが、先ほどの御説明の中にもありましたが、この件に関しましても4条申請ということで、権利の移転が無いということで、県の事務指針の規定によりまして、一応指導は行っておりますけども、申請者の意向により測量図のみでやりたいということであれば、受けざるを得ないということになっております。以上です。

1番(小田桐委員) これは質問ではなく要望ですが、西深井のところでも農地を太陽光発電設備としてソーラーを置いてるんですが、雨なんか降りますと浸透式にはしてありますが、そういう建前ではあるんですが、敷地内に降った雨が道路に流れてくるようになっているような話もお聞きしますので、先ほど小委員会の方で御指摘頂いて、しっかりやってくれと求めている雨水対策等ですね、再度、建設が終わった後、事務局等で確認していただいて、農業委員会小委員会で御指摘頂いたことがしっかり遂行されているかどうか、確認していただけるよう要望しておきます。

高市議長 要望ですね。事務局、今の説明のとおりです。

高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 ほかに質問が無いようですので、質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の2頁をお開きください。

議案第52号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年10月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、本案の農地法第5条の許可申請についてでございますが、この申請につきましては、農地を売買や賃貸借などにより権利を取得し、合わせて、権利を取得された方が農地転用を行う事案となっております。このことから、農地法の条文の中では、農地法の第5条の規定に該当することになるため、農地法第5条の許可申請がなされたものでございます。それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに1番についてですが、本件の権利者につきましては、埼玉県上尾市に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市前ヶ崎にあります畑1筆で、転用面積は586㎡でございます。転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の5頁と6頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に2番についてですが、本件の権利者につきましては、柏市みどり台に住所を置く法人と、この法人の代表取締役を務める方の父親の共有持分とする申請でございまして、持ち分割合は各2分の1でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市青田にあります畑、1筆で、転用面積は687㎡でございます。転用目的につきましては、資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につつま

しては、議案案内図の7頁と8頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に3番についてですが、本件の権利者につきましては、流山市向小金に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借にあります畑1筆で、転用面積は661㎡でございます。転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の9頁と10頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に4番についてですが、本件の権利者につきましては、柏市大井にお住まいの方でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市美原二丁目にあります現況畑1筆で、転用面積は213㎡でございます。転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の11頁と12頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の5条許可申請は、以上の4件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。今月の案件は、恒久転用によるものが4件です。本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、1番ですが、移転の原因は賃貸借で、転用目的は駐車場を建設しようとするものです。権利者は埼玉県上尾市の医療法人で、申請地の隣接にある福祉施設である介護老人保健施設を営んでおります。申請理由については、福祉施設の駐車場が慢性的に不足しており、既存駐車スペース以外の空きスペース等に駐車している状況であり、そのため、駐車場の拡張を検討していたところ、既存駐車場の隣接地である申請地が借りられることになったことから、申請があったものです。なお、本申請に係る駐車場を整備してもまだ台数としては不足しているとのことですが、取り急ぎ必要なことから、今回の申請となったとのことでした。

次に、農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約2.3kmに位置しており、周辺は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、申請地は路盤をアスファルト舗装とし、19台分の職員用の駐車場を整備する計画です。なお、進入路として既存の駐車場の一部を使用することから、既存の駐車スペースが2台ないし3台分減になるとのことです。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水は集水柵を設けて既設の側溝に排水し、また、土砂の流出の防止と防犯対策のため、ブロック及びフェンスを設置する

計画でした。なお、土砂の流出防止対策の中では、丸太杭も使用されるため、安全管理には十分注意するよう申し伝えました。また、集水柵については、提出された図面では1箇所であったため、場内の雨水を十分に排水できない懸念があることから、集水柵をもう1箇所設置し、申請図面を差し替えるよう要望したところであり、その後、集水柵を水路沿いに2箇所設置する排水計画図が提出されたところであります。

次に、資金計画については、土地賃借料が年間96万円、建設費及び整地費が約342万円で、これを全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

次に、当該申請地については、土地改良区域内であることから、土地改良区の見書が添付されておりました。他法令については、該当ありません。

次に、2番ですが、移転の原因は売買で、転用目的は資材置場を建設しようとするものです。権利者は柏市の法人及びその役員の方との共有であり、当該法人は、建築物の企画設計、建築工事業、土木工事業等を営んでいる事業所であります。なお、権利者が法人と個人の共有という形式をとった理由については、資材置場が必要だったものの、法人だけでは整備費用が不足していたため、共有の形をとったとのことです。

次に、申請理由については、現在保管している会社敷地内の資材置場が手狭になっているため、資材置場として整備したいことから、申請があったものです。また、申請地は事業所からも近いことから、維持管理をするうえでも適しているということでありました。

次に、農地区分についてですが、申請地は、東武線江戸川台駅の東約1.3kmに位置しており、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、事業計画の概要についてですが、申請地は入口側の約半分を砕石舗装とし、残りは転圧のみとする計画です。なお、このような形式をとった理由については、お客様に提供する柱等の建設資材については砕石舗装の所に置き、転圧のみの所については、足場用の単管等の汚れても支障がないものは土の上に直置きが可能ですので、建設費を抑えるために、一部転圧のみの施工計画としたものです。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水は自然浸透とし、周囲はブロック及び杉板柵のフェンスを設置する計画です。

また、資材の搬出入については、1日、朝夕の2回程度を予定しているとのことでした。

次に、資金計画については、土地代金が1,070万円、建設費及び整地費が約330万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されておりました。他法令については、該当ありません。

また、最後になりましたが、本件の採決にあたりましては、資材置場の搬出入口の

U字溝が破損していたため、道路管理担当課と行った協議の内容についても、確認をいたしました。協議の内容といたしましては、U字溝にふたをかけることについて協議を行ったところ、申請人の負担であれば、ふたをしてよいとの回答が口頭によりあったとのことでした。そこで、U字溝へのふたの設置方法について確認したところ、明確な回答がなかったことから、再度、道路管理担当課と協議し、その協議内容を総会前までに報告するよう、指導したところであり、その後、申請者からは、次のような協議内容の報告がありました。その内容としては、申請地と市道との境界にあるU字溝には、現在、ふたが設置されておらず、申請地への車両進入のため、コンクリート製のふたを設置したいとの協議を行ったところ、斜ふた、これは、ななめのふたですが、これを設置し、申請地側からコンクリート打設により固定する。万一破損した場合には、申請者の費用負担で補修する。斜ふた設置に起因する通行人のけが等の被害があった場合には、申請者の責任において対応するという事で、協議が整ったとのことでした。

次に、3番についてですが、移転の原因は賃貸借で、転用目的は駐車場を建設しようとするものです。権利者は流山市向小金の法人で、現在、その所在地の土地を借りて運転代行業務を営んでおります。申請理由については、土地所有者のアパート建設のため、現在利用している駐車場を今年の12月末日で明け渡さなければならず、代わりの駐車場を探していたところ、申請地の所有者を紹介され、今回協議が済み、土地を借用できることとなったため、申請があったものです。

次に、農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1.5kmに位置し、周辺は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、事業計画の概要ですが、申請地の路盤は碎石舗装とし、運転代行業務用の車両が9台、運転手用の車両が9台の計18台分の駐車場を整備する計画です。次に、周辺への被害防除対策としては、雨水は自然浸透処理とし、周囲には、安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防止する計画です。次に、隣接農地所有者への事業の説明についてですが、夜間の騒音対策を取ってほしいという意見があったため、申請地の西側と北側の一部にポリカーボネイトを設置することで協議が整ったということでした。

また、申請地の周辺には中学校等があるため、交通安全対策について確認したところ、この点については、再三の注意を払い、車の出入り等を行うとのことでした。

次に、資金計画については、土地賃借料が年間120万円、建設費及び整地費が約260万円で、これを全額自己資金で賄うとのこと、金融機関からの残高証明書が添付されておりました。次に、他法令については、該当ありません。なお、今回の申請目的は駐車場用地のため、事務所等の建設はしないよう指導したところあります。

次に、4番ですが、移転の原因は使用賃貸借で、転用目的は専用住宅を建設しようと

するものです。権利者は柏市大井にお住まいの方で、義務者の孫に当たります。次に、申請理由についてですが、権利者は現在借家住まいであります。近々、出産予定もあり、今後はさらに手狭となること。また、実家にも近く便利であることから、申請がなされたものです。

次に、農地区分についてですが、申請地については、東武線江戸川台駅の西約800mに位置しており、周辺は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分は既存のU字溝へ排水する計画です。汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置する計画です。また、土砂の流出に関しては、ブロック及びフェンスを設置し、防止する計画です。

次に、資金計画については、建設費及び整地費が約3,000万円で、これを全額夫名義の借入金で賄うとのことで、夫からの貸付誓約書及び金融機関からは、融資審査結果通知書が添付されておりました。

次に、他法令については、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

田村次長補佐 説明の際、少し抜けがありましたので、補足します。

今回、議案第52号の1番と2番の関係につきまして、議案の1番につきましては排水計画図、議案の2番の資材置場につきましては協議内容という用紙を配布させていただきました。

議案の1番については駐車場の関係の排水計画図です。当初、排水場所が右側の1か所ということでしたので、今回の審議の中で、新たに2か所に作ってもらったのであります。

議案の2番の資材置場につきましては、U字溝のふたの関係についての協議結果ということで、内容は先ほど委員長の報告があった通りです。以上です。

1番(小田桐委員) 2番の青田の所なんですけど、ここは案内図の7ページでも左側に申請地に隣接して回転道路あると思うんです。ここは以前に貸農園として取組が行われていた所ではないかなと思うんですが、今回農地転用が行われているところも含めて道路の周り全てですね、貸農園としてチラシなども入っていたように思うのですが、それが何年かしたら、資材置場に転用ということになった経緯についてお伺いしたい

と思います。

吉田次長 ここが市民農園だったのではないかというようなことについて、私どもの方ではちょっと把握しておりません。仰るようにこの口の字の形の道路について、この間の第3小委員会の現地調査で確認したら、市民農園のような形で使われているように拝見しましたが、こちらの方は現況も市民農園という形にはなっておりません。かなり古い過去はわかりませんが、現況は以上のような形です。

1番(小田桐委員) そんなに古い話ではないです。

一応確認なのですが、例えば市民農園として展開したけれども、利用者が少ないから一定期間おけば、資材置場のような形に転用がやりやすくなるということではないですよ。

吉田次長 それと直接の関係はありません。

15番(水代委員) この2番目の案件について、実際のところ5条申請の場合には、今回資材置場ということで恒久転用なのですが、効力の時効ですとか、そういうのは法的にどうなっているのでしょうか。

要するに、この土地は周回道路があるじゃないですか。周回道路にくっついている土地なので、将来化ける可能性が高いんですよ。それを、そのままの目的で申請した場合には許可が出ないかもしれないので、資材置場の5条申請で出してきた可能性がある。そういう可能性もあるので、資材置場として10年なりなんなり、そういった拘束力があるのかどうか。そうすればそこを資材置場として恒久転用としてできますよと。農地法上なくても民法上どの辺まで時効があるのか。

そういうとこまである程度縛っていかないと乱開発に進んでしまうと思う。小さな所では出入り口とかまで気にしていかないといけないし。そのところをわかる範囲で説明していただきたい。

吉田次長 農地法の観点から申し上げますと、今回の申請だけではありませんが、現時点でこのケースであれば資材置場として、今どうしても置くところが無くて困ってるんだよと、これからも使っていきたいんだよという申請者の計画をもってやってきたものであります。ですので、申請書、また小委員会での審議で申請者からの意思を確認しながら許可を出しているところでありますので、将来的に何年、何十年先ということまでではなく、あくまで今ということで審査していくものであります。

あとは農地法で申請され、許可が下りました。その許可がされた後は、資材置場として使うための整地等の整備を行います。その整備ができましたら工事完了ということで、手続き上工事完了報告書というものが農業委員会の方に上がってきます。その先の手続きを見ますと、土地の登記事項証明書の中に地目という欄がございますが、ここでいうと畑ということになっておりますが、これが資材置場の場合は雑種地という形になりますが、工事の整備が終わりました、その後工事完了報告書が出ました、その後、地目変更をするということで申請者から法務局の方に申請がされますと、現状の整備が終わって資材置場として使用されていると、雑種地ということになります。農

地法上だけで言いますと、その時点で農地法の範疇からは外れていくということになりますので、その先何年まで資材置場として使わなければいけないという縛りは無いものと考えています。

田村次長補佐 ちょっと付け足しですが、今次長の方から説明があったとおり、資材置場の場合については完了報告上がってきてですね、その後すぐ転用確認証明ということですので地目変更の申請は出来なくなっております。6ヶ月間資材置場の状況で使わないと、農業委員会としては証明してはいけないということで、6ヶ月間使わせるように県の方で基準がついております。

1番(小田桐委員) でもその点について、何年使うようにという意見が出たということはどういうことですか。

15番(水代委員) じゃあ半年は資材置場として使用しますよと。その6ヶ月後に転売しちゃって構わないの。

田村次長補佐 法的にはそうなります。

15番(水代委員) 農地買うのにそういう方法で恒久転用して、住宅建てようが何しようが構わないということですか。転売しちゃっても構わないの。

田村次長補佐 農地法上はそうなります。

15番(水代委員) 農業委員会はあくまで現段階で判断すればいいわけだ。

田村次長補佐 そうです。

15番(水代委員) それから、1番の駐車場について。駐車場の方の図面で新しいのありますよね。私もこの場所は知っているのわかるのですが、実際ここは今まで斜めのところから出入りしてましたよね。水路のところですよ。今回はそこは塞ぐ形になるわけですよ。

9番(中村委員) 2台つぶして場内から入っていく形です。

吉田次長 今中村委員仰っていただいたように、申請地は拡張される駐車場であり、既存の駐車場が図面の右側になります。この申請が許可になって、工事が始まっていくようになりますら、駐車場の出入り口は既存の側に設けるといような計画になっております。今、既設の駐車場がありますので、出入り口部分が2台ないし3台分程度使えなくなることにはなりますが、ここでもって18台分の駐車場が確保されるという計画です。

15番(水代委員) 今までの出入り口の部分で水路がつぶれてしまっているのですが、復元してもらえるのでしょうか。

あと、斜めになっている部分は何でそんな風に切ったのか。もともとそういう形だったのか。

高市議長 水路の境界は無いんですか。

9番(中村委員) あって無いような感じです。

15番(水代委員) 写真で言うと電柱のあたりまでが水路敷きになっていて、場所によって1尺だったり3尺だったりしている。これの管理は、国有地なんだけど最初県に行って今は市が管理することになっている。

高市議長 じゃあ河川課に聞くとその辺はわかるわけだね。

15番(水代委員) そういうのはこれが決まった後の段階で、ごちゃごちゃになっている所が多いから、きちんと確認しておいた方がいいと思う。後々問題になるから。

山崎委員長 土地改良区域内なんで、改良区からの意見書が付いていたと思うのですが。

田村次長補佐 土地改良区につきましては、農地の転用に伴い次の事項について協議が整えば差し支えないということで意見書が提出されております。

今あった中で、農地の転用に当たっては土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。工事の施工に当たっては農業用施設及び農業用排水管に充分注意し、万一破損、損傷等を及ぼした場合は、貴殿の責任において復旧すること。雨水、排水の土地改良施設への流入を防止すること。というのが意見書として上がってきております。

山崎委員長 小委員会ของときは疑問に思わなかったんですけど、この水路自体は改良施設じゃないんですか。

15番(水代委員) あれは改良施設じゃないよ。

高市議長 改良区の方じゃよろしいという許可は出しているのかな。水路の方は。

1番(小田桐委員) 今水代委員が言った点については、関係部署もあるでしょうから調整して頂いて、対応出来るように議長の方から指示していただければと思うのですが。

高市議長 わかりました。

吉田次長 小田桐委員から御指摘ありましたように、この関係につきましては申請者、申請関係人の方に、農業委員会の席で各委員からこういった意見等頂いたということで、それを反映していただくように、関係各課と協議するように事務局からも伝えたいと思います。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の4頁をお開きください。

議案第53号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が、次のとおりあったので意見を求める。

平成26年10月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、この農用地利用集積制度についてでございますが、農地の有効活用を図るために設けられた制度でありまして、市町村が貸し手と借り手の間にはいり、手続きが行われるものとなっております。また、原則として、農地の貸し借りをする場合には、農地法の規定により許可を受けなければなりません。この制度を使いますと、農地法の許可や賃貸借の法定更新の規定は、適用されないこととなります。このため、農地を貸す人にとりましても、貸借期間の満了により農地が確実に返還されることとなりますので、安心して貸すことができるというものでございます。それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに、権利者につきましては、流山市前ヶ崎にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市前ヶ崎にあります田1筆で、面積は、1,999㎡です。利用権の設定期間につきましては、新規により6年間で、賃借料につきましては、毎年玄米で120kgとなっております。

本件の議案案内図につきましては、13頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと存じます。今月の利用集積計画につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件であります。

まず、権利者の職業は農業で年齢は62歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り済みの状態でした。最後に、本件の貸借期間につきましては、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、今後も引き続き、農地を効率的に耕作することが認められること等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しまし

た。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第53号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第54号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の6頁をお開きください。

議案第54号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成26年10月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、この証明願についてでございますが、この制度は、調整区域の中にある農地の地目を、宅地などの農地以外の地目に変更しようとする場合には、農地転用の許可を受けてから土地登記簿の地目を変更することになりますが、農地転用の事務指針の中にあります規定により、土地の現況が「既に農地以外の土地となっていることが明白なもので、20年以上経過していると認められる土地で、かつこの間農地違反転用に対する処分を受けていない」については、この「証明願」の手続きを行うことによって、農地から農地以外へのものに、地目変更の登記手続きを行うことができる」というものでございます。

それでは、今月の案件について、ご説明をさせていただきます。

初めに、申請者につきましては、流山市大字西深井にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市西深井の田2筆で、合計面積は360㎡です。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は田となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過し

ておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、14頁と15頁にございますのでご参照いただきたいと存じます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

山崎委員長 議案第54号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

本件は、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、申請があったものでございます。

次に、申請地についてですが、東武線運河駅の西約2.2kmに位置している土地で、地目は田で、申請地は、昭和53年に車庫を建築したときから、宅地の一部として使用していたとのごとでございます。なお、北側の住宅につきましては、正規の手続きを経て建てられたもので、登記簿上宅地となっております。

次に、今回の証明願の提出にあたりましては、平成元年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第54号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第55号「平成27年度流山市農業施策について(建議)」を議

題といたします。

議案の朗読を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の7頁をご覧ください。

議案第55号

平成27年度 流山市農業施策について(建議)

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、平成27年度 流山市農業施策について別紙のとおり建議する。

平成26年10月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、農業施策に関する建議についてですが、農業委員会が行う業務のひとつとして、農業委員会等に関する法律の第6条の中に、建議に関する業務が規定されております。そして、この業務は、農業者の公的代表機関として、農業者や地域の農業の立場に立った意見や要望などを、市の政策や事業に反映してもらうためのものございまして、農業委員会の大きな役割のひとつとなっております。

こうしたことから、本市農業委員会におきましても、平成27年度の予算編成時期に合わせ、今年も流山市長に建議を行っていきたくと考えております。また、建議の各要望事項につきましては、委員の皆様からお寄せいただきました多数のご要望をもとに、総合農政検討委員会の皆様に原案のご検討を重ねていただきました。さらには、本日の総会開催前にも、総合農政検討委員会を開催していただき、原案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「平成27年度流山市農業施策に関する建議(案)」を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料をご覧くださいと思います。

平成27年度流山市農業施策に関する建議(案)

1 都市との調和のとれた農業振興について

- (1) 農業経営者の高齢化に伴い、今後、休耕地の増大が予想されるため、遊休農地の活用を視野に入れた市民農園及び体験農園等の拡充を図られたい。また、休耕地を活用した農業生産活動の支援策を大幅に拡充し、市内の商工との連携や、姉妹・友好都市との連携ができる情報収集等に取り組まれたい。
- (2) 市街化区域の農地保全のため、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を随時認め、指定解除の申し出があった場合には、買取り希望価格の設定について、生産緑地法の趣旨に基づき適正な価格で取得できるよう考慮されたい。
- (3) 本市都市農業の向上、促進を図るため、新規就農者の育成及び農業生産法人等の農業参入振興策を強力に推進されたい。

また、市街化区域内農地について施設化を推進し、補助金の拡大を検討さ

りたい。

## 2 生産基盤の整備について

- (1) 農機具などの大型化に伴い農道の路肩が損傷し、また排水の流入から雨水が溜まる場所が多数存在している。農道及び水路は、農業生産等に不可欠であるため、速やかな補修やその整備を推進されたい。
- (2) 農産物の生産と加工、販売の一体化や地域資源を活用した、新たな産業の創出を図るため、農産物の6次産業化を推進され、地域産業の活性化を図られたい。
- (3) 農産物の生産から各家庭での消費まで、農業の地域内循環を広げられたい。

## 3 生産流通体制の整備について

- (1) 常磐自動車道流山ICの立地条件を活用し、インターチェンジ周辺に農産物直売所などの施設の設置を検討されたい。
- (2) 農産物直売所を商店街などの空き店舗や交通の利便性の良い場所に設置し、年間を通して開設できるような体制づくりを支援されたい。また、地産地消を促進するため、朝市、夕市等の一層のPRを図られたい。
- (3) 農産物直売所「新鮮食味」では、安心・安全な農産物に加え、多品目の農産物出荷や多品目の加工品販売が出来る体制づくりを指導されたい。  
また、販売している野菜をその場で天ぷらにするなど、加工するための調理場の設置について検討されたい。
- (4) 農産物直売所の販路拡大のため、買物弱者への宅配サービス支援の検討や高齢者施設、福祉施設、病院などへの地元農産品の納入体制について積極的に要請されたい。

## 4 市民とのふれあい農業の推進について

- (1) 市民に農業の大切さについて理解を深めてもらうため、自らが農作業に接することができる体験農園の拡充や市民・消費者と生産者との交流について推進を図られたい。
- (2) 子ども達に農業の大切さを知ってもらうため、市内小中学校の学校給食に流山産の米、野菜の積極的な導入を図られたい。また、農作業の实地体験等、学校教育での農業の授業を通じて、食育の推進を図られたい。
- (3) 農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加を解消するため、農業関係団体と更なる連携を図り、市民参加による農地の復興策を検討されたい。
- (4) シニア層の人口が増加していることから、アグリサポーター制度の更なる充実

を図るため、ネットや広報紙等を利用し、制度の周知を図られたい。

#### 5 生産環境の改善について

- (1) 一級河川今上落川における雑草の繁茂は、農作業の妨げとなるため、適宜、継続的な草刈りを実施するよう、強く千葉県に申し入れされたい。
- (2) 市民農園利用者による不適切な農薬の使用、残渣の後始末で専業農業者の作物に悪影響を及ぼすケースが見受けられることから、農園利用者への指導を徹底されたい。

#### 6 地域共生農業の推進について

- (1) 市街地における農地は、緑地空間の保全及び災害時の避難場所確保の観点から必要であり、本市地域防災計画に位置付けし、保全されたい。また、生産緑地として継続可能な支援策について拡充を図られたい。
- (2) 農業者は、近隣住民との調和を図りながら都市農業の継続に努めているが、農作業に係る農薬散布、農機具の使用、病害虫防除の一環として行う稲わらの焼却処理は、営農上欠かすことのできない農業上必要な行為であるため、そのことを広く市民に周知を図られたい。
- (3) 農業の大切さ、素晴らしさについて、市民と農業者の相互理解を一層深められるよう、農業に関する講習会の開催や広報紙等への掲載による啓発活動を推進されたい。
- (4) 住宅に囲まれた農地における冬から春にかけての砂塵対策として、緑肥作物は有効であることから、その利用を促すため種子購入費補助について検討をされたい。

#### 7 新川耕地活性化の促進について

- (1) 新川耕地に隣接する新川承水路は、半世紀以上にわたり排水路としての使命を担っているが、老朽化や断面不足から豪雨時には市道を越水している状況が散見されることから、計画的な改修を図られたい。
- (2) 雨水や生活排水が農地に流入し、耕作に甚大な影響を与えているため、新川承水路や今上落川の浚渫等を早急に実施されたい。
- (3) 新川耕地の交通量が年々増加し、農耕車の通行に支障をきたしていることから、県道松戸野田線中間地点に手押し式信号機の設置について検討されたい。また、農道への一般車両の乗り入れ規制の強化及び農繁期中の看板等を増設し、農業者の交通安全確保のための対策を図られたい。
- (4) 県道松戸野田線の側道が、雨のたびに冠水し、農作業に支障をきたしていることから、早期に対策を図られたい。
- (5) 県道松戸野田線の路側帯に雑草等が繁茂し、見通しが悪いことから農耕車

の横断が危険である。このことから、農繁期の時期に合わせ、草刈りを実施するよう千葉県に要望されたい。

- (6) 新川耕地の遊休農地対策として、農業公園、観光農園等、市民が憩える場所の設置を検討されたい。

## 8 その他

### (1) 放射能対策について

ア 放射能対策については、農家も消費者も安全安心で新鮮な農産物を享受できるよう、現行の検査体制の維持を図るとともに、適正な情報発信を継続されたい。

イ 手賀沼終末処理場に一時保管されている放射能焼却灰については、今後、各市に返還され一時保管を行うことが計画されている。

このことから、今後の対応策等については十分に説明され、風評被害などが生じないよう万全の措置を講じられたい。

### (2) 担い手の育成と地域営農組織への支援

ア 将来にわたって、本市農業を支えていく担い手を確保するため、地域単位で早期に、「人・農地プラン」を作成し、農業後継者・新規就農者の育成対策を一層強化するとともに、地域農業の担い手となりうる営農組織等への支援強化策を講じられたい。

イ 本市農業の担い手として、非農家出身の新規就農者及び定年後の方や法人の参入などについて、積極的に確保・育成するための施策を検討されたい。

ウ 農業従事者の地位向上・技術向上を図るため、農業関係機関と協力をし、講演会、研修会等を積極的に開催されたい。また、女性農業者を地域の担い手として育成するための講演会、研修会等を積極的に開催されたい。

エ 家族経営を行う農業者等についても、多様な形態の営農を支援するための必要な振興策を図られたい。

オ 生産性の向上のために、農業機械の共同利用に対する助成金制度を創設されたい。

### (3) その他

ア 農機具等による事故防止のため、農業関係機関及び関係団体の協力を得て、安全対策や農業従事者への意識改革等のマニュアルを作成されたい。

イ 米価下落に伴う農業所得低下対策を講じられたい。

また、米消費拡大に向けた各種取り組みを一層促進されたい。

ウ 農業用資材や燃料・電気の高騰に対して、農産物価格が低下し、有害鳥獣被害や災害が農業者の営農意欲を奪っているのが現状である。有害鳥獣の駆除や新たな助成制度の創設など、農業経営の維持・発展ができる対策を検討され

たい。

エ 市農政課及び農業委員会事務局の体制を強化させ、農業技術者の育成・配置を図らねたい。

また、市内農家や農産物をアピールするなどホームページを充実強化されたい。

建議(案)のご説明につきましては、以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 議案第55号「平成27年度流山市農業施策について(建議)」をご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を9月25日の第10回総会開催前及び本日開催の総会に先立ちまして、委員全員のご出席をいただき検討を行ってまいりました。

今回の建議(案)の策定にあたりましては、平成12年度に策定され平成32年度を目標とした「流山市総合計画」の中で、農業に関する分野に位置づけられております「都市との調和のとれた農業振興」など、7項目の個別施策に基づき、委員の皆様にごこの個別施策に沿った89項目のご要望をお寄せいただきました。

このご要望などをもとに、総合農政検討委員会におきまして、建議案の策定を進めさせていただきました。

また、建議案の策定にあたりましては、「遊休農地の解消」、「農地の流動化」、「新規就農者の確保」などのほかに、地域で抱える問題点を解消するため、「人・農地プラン」の作成や、農業の6次産業化の促進、また、経営改善や地域農業の活性化などの提言について、慎重に検討を重ねてまいりました。

また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射能問題につきましても、前年に引き続き建議の中に加えることといたしました。

その結果、「平成27年度の流山市農業施策について」は、ただいま事務局からご提案させていただきましたとおり、皆さまからお寄せいただきましたご要望を37項目にまとめ、建議することに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における報告を終わらせていただきますが、政府の制度改革にもあるように、建議書が最後になるかもしれませんので、慎重な審査をよろしく願います。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑無いようであれば、この案を清書して市長に提出することになります。よろしいですね。

異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり、建議することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第55号については、原案のとおり建議することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第25号「合意解約の通知について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の8ページをご覧ください。

報告第25号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年10月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、今まで農地の貸し借りを行っていた土地について、貸主と借主の双方の話し合いによって解約することの合意が行われましたことから、合意解約の通知書が提出されたものでございます。

初めに1番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市西深井にあります畑1筆で、面積は510㎡でございます。合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年9月1日でございます。また、この解約が行われました農地の場所につきましては、議案案内図の16頁となっております。

次に2番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市北及び小屋にあります田6筆で、合計面積は5,508㎡でございます。合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年9月25日でございます。また、この解約が行われました農地の場所につきましては、議案案内図の17頁でございます。

次に3番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市平方にあります田1筆で、面積は1,031㎡でございます。合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年9月29日でございます。また、この解約が行われました農地の場所につきましては、議案案内図の18頁でございます。

次に4番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市平方にあります田1筆で、面積は1,031㎡でございます。合意解約の通知書の受付日

につきましては、平成26年9月29日でございます。また、この解約が行われました農地の場所につきましては、先ほどの3番と同じく議案案内図の18頁でございます。

最後に5番でございますが、合意解約が行われました農地につきましては、流山市平方にあります田1筆で、面積は1,031㎡でございます。合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年9月29日でございます。また、この解約が行われました農地の場所につきましても、先ほどの3番・4番と同じく議案案内図の18頁にございますので、ご覧いただきたいと思っております。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上の5件です。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさうです。次に進みます。

高市議長 次に、報告第26号「専決処理の報告について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第26号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年10月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、いずれも市街化区域内にある農地を転用するものでございまして、農地の所有者が自ら転用を行うものにつきましては、農地法第4条の届出になりまして、農地を売買や賃貸借などにより権利を取得し、合わせて、権利を取得された方が農地の転用を行うものにつきましては、農地法第5条の届出となるものでございます。

初めに、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出から、ご報告させていただきます。今月の農地法第4条の届出のご報告は9件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が4件、住宅用地駐車場が1件、宅地拡張が1件、公衆用道路が1件、老人デイサービス用地が2件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、9件、16筆、5,380.06㎡で、地目別の内訳では、田が10筆、4,696㎡、畑が6筆、684.06㎡でした。

次に、議案書の12ページをお開きください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告は21件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が16件、共有物分割が2件、使用貸借が2件、信託が1件でした。

また、転用目的別では、今月の21件のいずれもが住宅用地でございました。

今月の5条届出の合計は、以上、21件、24筆、7,268.30㎡で、地目別の内訳では、田が6筆、1,549㎡、畑が18筆、5,719.30㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。  
高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時30分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年10月24日

流山市農業委員会会長 ..... 高市 正義 .....

流山市農業委員会委員 ..... 山崎 日出男 .....

流山市農業委員会委員 ..... 中村 彰男 .....